

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」に対する御意見及びこれに対する警察庁の考え方について

1 作動状態記録装置による記録の保存期間について

頂いた御意見は4件であり、

- 6か月間についてはよいが、記録の回数については、すぐに規定の回数に達してしまうと思われるので、保存すべき最短の期間（例えば4か月間）についても規定することが適切ではないか。
- 事故発生時においては、別途データ記録期間を延長することも必要になるのではないか。

といった御意見がありました。

道路交通法の一部を改正する法律（令和元年法律第20号）による改正後の道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」といいます。）では、本年4月1日に施行される道路運送車両法（昭和26年法律第185号）上の自動運行装置を使用して自動車をを用いる行為も法上の「運転」に含まれる旨が規定され（法第2条第1項第17号）、当該行為を行う者も「運転者」（同項第18号）に当たることとなります。

また、自動運行装置を備えている車（以下「自動運転車」といいます。）の使用者等の義務に関する規定が整備され、自動運転車の使用者は、道路運送車両法第41条第2項に規定する作動状態の確認に必要な情報を記録するための装置（以下「作動状態記録装置」といいます。）により記録された記録を内閣府令で定めるところにより保存しなければならないこととされています（法第63条の2の2の第2項）。

本案は、法第63条の2の2の第2項に規定する内閣府令として、作動状態記録装置による記録の保存方法を定めるものです。

上記のとおり、作動状態記録装置による記録の保存期間について、御意見を頂きましたが、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」といいます。）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」といいます。）は、国際的議論の状況を踏まえて、技術的に可能なものとして定められるものですので、自動車の使用者に記録の一定期間の保存を求める期間としては、保安基準又は細目告示に規定される作動状態記録装置の保存に関する技術基準を踏まえ、規定することが適切であると考えています。

2 その他

内閣府令案に対する直接の御意見ではありませんが、作動状態記録装置による記録の内容に関する御意見等がありました。

頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。

なお、意見の募集に当たっては、「改正の概要」を、

- 作動状態記録装置による記録は、当該作動状態記録装置において、次の各号に掲げる期間のいずれか短い期間保存しなければならない旨を新たに規定

する。

一 6か月間

二 当該記録が記録された後に、当該車両を6か月間使用した場合に相当する回数として、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）又は道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）において規定する回数を超えて作動状態記録装置により記録がされるまでの間

としておりましたが、保安基準及び細目告示の改正内容を踏まえて、内閣府令の改正案を、

○ 作動状態記録装置による記録は、当該作動状態記録装置において、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）別添百二十三「作動状態記録装置の技術基準」三. 三. 一. に規定する期間保存しなければならない。

とすることとしました。

(参考)

細目告示別添123「作動状態記録装置の技術基準」

3.3. データ保存

3.3.1. 3.1. の情報の記録を次の3.3.1.1. 又は3.3.1.2. に掲げる期間のうちいずれか短い期間保存できること。この場合において、作動状態記録装置のデータの保存量が記録のための容量に達した場合は、追加のデータを保存するために最も早く保存されたデータを消去してもよい。

3.3.1.1. 6か月間

3.3.1.2. 当該情報が記録された後に、2500回を超えて3.1.1.1. から3.1.1.6. までに掲げる情報を記録するまでの間